

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月26日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第8号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「職員評価(第34条)」を「職員評価等(第34条・第34条の2)」に改める。

第9章を次のように改める。

第9章 職員評価等

(自己目標の設定及び評価)

第34条 職員(校長,准校長,副校長,教頭及び事務長(以下「校長等」という。)以外の職員で,任用期間の定めがないものをいう。この条及び次条において以下同じ。)は,職員としての資質の向上及び高等学校の活性化を図るため,年度初めに自己の目標を設定し,当該年度中にその達成状況等を評価する。ただし,年度の途中で任用された職員その他別に定める職員についてはこの限りでない。

2 校長等は,職員と面談を行い,前項の達成状況等について指導又は助言を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか,職員の目標の設定及びその評価に関し必要な事項並びに校長等の目標の設定及びその評価については,別に定める。

(職員評価)

第34条の2 教育長は,職務遂行能力の向上及び高等学校の活性化によって高等学校の教育水準の向上を図るための評価(以下「職員評価」という。)を,職員に行うものとする。

2 前項の職員評価の実施に当たり,校長等は職員を評価し,その内容を教育長に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか,評価基準その他職員評価の実施に関し必要な事項並びに校長等に対する職員評価については,別に定める。

附 則

この規則は,平成25年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)